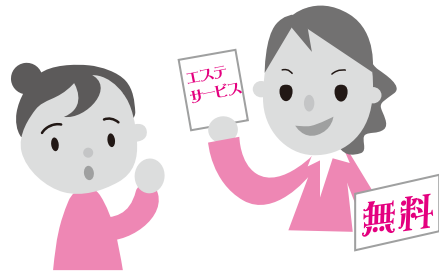
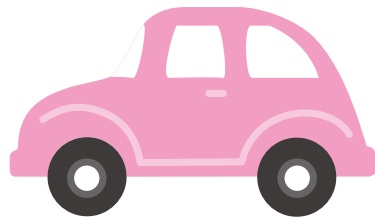


若者のトラブルで多いのは?

- 山梨県県民生活センターに2012年4月から10月の期間に寄せられた相談件数は2625件で、昨年同時期とほぼ同数の相談が寄せられています。そのうち22歳以下の若者から寄せられた相談は118件で、昨年よりも若干減少しています。
- これら若者から寄せられた相談のうち、5割強が昨年と同様「放送・コンテンツ等」と呼ばれるものです。これは、パソコンや携帯電話でインターネットを利用している時に、悪意のあるサイトにアクセスしてしまった結果、お金を不当に請求されたという内容のものです。
- アダルトサイトや出会い系サイト、着メロや動画サイト**など、「無料と表示されていたのでクリックしたら突然料金請求画面になってしまった」というケースが多く見受けられます。また、アダルトサイトなどは全く関係のないサイトを閲覧中に、「無料の占い等のバナー広告に引かれてクリックしたら、いきなりアダルトサイトになり登録されてしまった」といった例も見られます。いずれの場合も、**申込みの意思がなく勝手に登録されたような場合は法律的に有効な契約ではありません**。登録解除をするには返信が必要などと、多くの場合サイト業者に連絡をさせようとしますが、個人情報が入りが目的なので**絶対に連絡せず、請求があっても無視をしましょう。必要に応じて着信拒否やメールアドレスの変更**をして下さい。
- 若者から寄せられた相談で「放送・コンテンツ等」に次いで多いのが、「自動車」「理美容」です。
- 「自動車」は主に**新車や中古車の購入契約時のトラブル**が多く寄せられています。自動車は高額な商品であること、店舗外の契約であってもクーリングオフは効かないといった特徴があります。新車の場合は、注文してしまうと解約には応じられないといったケースが目立ちます。また、中古車は1台1台全て異なった商品となるため、選択・契約する際には注意が必要です。
- 「理美容」は**エステに関連したトラブル**が多く寄せられていました。エステサービスは「特定継続的役務提供」としてクーリングオフの対象となっています。“お試しコース”や“体験サービス”などに魅力を感じて店舗に行き、体験サービスを受けた後で勧誘されて契約するケースが多いようです。勧誘されたその場の雰囲気などで安易に契約してしまいがちですが、エステのコースの契約は高額になることが多いので、契約する際にはよく検討することが重要です。**エステの契約はクーリングオフが適用**されますので、契約書を交わしてから8日以内であれば無条件で解約ができます。
- 契約などのトラブルや不当請求をされたなど、困ったなと思ったら、悩まずに県民生活センターにご相談下さい。**



出前講座をご活用下さい

県民生活センターでは、消費生活トラブルの未然防止や再発防止に役立つ出前講座を実施しています。地域やグループの集まりなどに当センターから講師を無料で派遣致します。お申し込みお問い合わせは 電話055-223-1571 です。お電話お待ちしております。

- 対象** 小学生から高齢者まで(学校・地域などの学習会等)
- 日時** 原則として月曜日から金曜日の8時30分～17時(場合によっては休日可 要相談)
- 内容** 対象や要望に応じます

内容例

- 悪質商法の手口と対処法
- 家庭内事故防止・製品事故防止
- 消費者相談豆知識(法令含む)
- 携帯電話やインターネットのトラブル
- 親子でケータイのルール作り など



編集発行：山梨県企画県民部消費生活安全課 甲府市丸の内1-6-1 055(223)1352,1588

山梨県県民生活センター

(山梨県庁別館3階)

甲府市飯田1-1-20 055(223)1571

(JA会館5階)

平成25年 冬号



回覧

平成25年 冬号

No.111

消費生活情報誌

かいじ号



表題の「悪質商法が狙っている」これは、1月～3月の期間、若者の消費者被害防止のため、関東甲信越の都県及び政令指定都市、国民生活センターと共同で実施される、「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」の標語です。

期間中は、気弱な鴨をキャラクターにした「カモキャラ」のリーフレット配布や、ポスターの掲示を行います。

もし、消費者トラブルに遭い、誰にも相談できずに困ったな、どうしようと思ったら、すぐに県民生活センターにご相談下さい。



特定商取引法が改正されました

自宅に押しかけた事業者が貴金属等を強引に買い取られてしまう、いわゆる「押し買い」の被害が多数報告されています。不意に訪問した事業者が家中にある貴金属などを強引に買い取られてしまい、後で取り戻そうと思っても既に処分したなどと言われて、ほとんど取り戻せないというものです。事業者が自宅まで不意に訪問してくるところは訪問販売と同じなのですが、「買取」行為なので従来はクーリングオフが効きませんでした。

この強引な訪問買取による被害を防止するために、平成24年8月に「特定商取引法」の一部が改正され、今年の2月下旬に施行されます。

これまで「特定商取引法」に規定されていなかった訪問買取を、新たに「訪問購入」として取引類型に追加し、「訪問販売」と同様の規制をかけることとなりました。このため、**クーリングオフ(8日間)が適用されるようになります**。また、次のような「訪問購入」独自の規制が設けられました。



- クーリングオフ期間中(8日間)は、売主は物品の引渡しを拒絶し売主の手元に置いておくことが可能となりました。また、クーリングオフ期間中に物品を買取業者に引き渡してしまい、事業者が第三者に転売した場合であっても、売主は第三者に対して物品の所有権を主張することが可能となりました。
- 買取事業者は、クーリングオフ期間内に第三者に物品を引渡しした場合には、売主の求めの有無に関わらず、第三者への引渡しに関する情報を売主に通知しなければなりません。同時に、第三者に対しては、物品がクーリングオフされたものであること、あるいはされる可能性があることを通知しなければなりません。
- 買取事業者は、売主から物品を引き渡される際、売主に対して物品の引渡しを拒絶する権利があることを告知する義務があります。
- 契約書面には物品の引渡しの拒絶に関する事項を記載しなければなりません。

トラブルにあったのではないと思ったら・・・

信頼できる身近な人やお近くの消費生活センターへ相談することが大切です!

ひとりで悩まずに、まずは相談しましょう!

山梨県県民生活センター 055-235-8455

平日8時30分～17時(受付は16時30分くらいまでをお願いします。)



ノロウイルス による食中毒に注意しましょう!!

ノロウイルスとは?

ノロウイルスは、ヒトに感染して下痢やおう吐等の胃腸炎症状を引き起こす病原体の一つです。ノロウイルスによる食中毒は、1年を通して発生していますが、特に冬場に多く起こっています。

食品が原因とならずに、感染者のふん便、吐物を介して感染性胃腸炎になる場合もあります。

ノロウイルスの特徴は

- 感染力が非常に強く、学校や福祉施設など集団生活の場では、一人の患者から感染が広がることがあります。
- 食品中では増殖せず、ヒトの腸管内でのみ増殖します。
- 少量(10～100個)のウイルスでも感染することがあります。
- 感染者のふん便中、吐物中には1gあたり数億個のウイルスが排出されます。

ノロウイルスの主な症状は

- 感染して12～48時間後に吐き気、おう吐、腹痛、下痢、発熱などを起こします。
- 発症してから2～3日後には回復します。症状が軽快後も1週間ぐらいはふん便からウイルスが排出されると言われています。(長い場合は、1ヶ月間ぐらい排出されます。)



ノロウイルスをやっつける

中心部までよく加熱する。(中心温度85℃以上、1分以上の加熱)
生で食べる食品(野菜・果実など)は十分に洗浄する。

